

東近江市立八日市幼稚園 重要事項説明書

1 事業者の運営主体

事業者の名称	東近江市
事業者の所在地	滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
事業者の連絡先	0748-24-1234
代表者氏名	東近江市長 小椋 正清

2 施設の概要

種 別	幼稚園			
名 称	東近江市立八日市幼稚園			
所 在 地	滋賀県東近江市八日市町5番4号			
電 話 番 号 ・ F A X	0748-22-0276			
施 設 長 氏 名	大前 ますみ			
開 設 年 月 日	昭和4年4月1日			
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）		3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
	定員	100人		
取 扱 う 保 育 事 業	預かり保育、相談			
事 業 所 番 号	2521310000016			

3 施設・設備の概要

敷 地 面 積		3,200㎡		
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート2階建て 1階 649.37㎡ 2階 219.57㎡		
	延床面積	868.84㎡		
施設設備の数と面積	保 育 室	4 室	224㎡	
	遊 戯 室	1 室	147㎡	

	幼児用トイレ	2 個	27 m ²
	職 員 室	1 室	63 m ²
設 備 の 種 類		プール、冷暖房等	
屋 外 遊 技 場 （ 園 庭 ）		屋外遊技場	1,098 m ²

4 施設の目的、運営方針

目 的	幼稚園教育要領に基づき、幼児の心身の健全な発達を図り、豊かな人間性と主体的に生活する姿を育成することを目的とする。また、家庭、地域と協力し、幼児が安心して生活できる教育環境の整備を目的とする。
運 営 方 針	・ 幼児の発達を踏まえた遊び中心の教育により、一人一人の育ちを大切にする。 ・ 安全で安心できる環境づくりに努め、健やかな園生活を保障する。 ・ 多様な達道や体験を通して、豊かな感性や協同性を育てる。 ・ 保護者、地域との連携を重視し、協働して幼児の育ちを支える。 ・ 職員の専門性向上を図り質の高い幼児教育を継続的に提供する。

5 提供する教育の内容

ク ラ ス	年 齢 別 年 間 保 育 ・ 教 育 目 標
3 歳 児	様々な環境に興味をもって楽しむ
4 歳 児	体を伸び伸びと動かし、活発に遊ぶ
5 歳 児	人や環境にすすんで関わり、いろいろな体験をする
年 間 行 事	4 月 入園式、一学期始業式、3 歳児歓迎会、3 歳児家庭訪問 5 月 内科健診、尿検査、聴力視力検査、交通安全教室、 4・5 歳児春の遠足、歯科健診 6 月 はハ歯の教室、プール開き

7月	キッズエアロ、期末参観、一学期終業式
9月	二学期始業式、4・5歳児バス遠足
10月	運動会、3歳親子遠足、5歳親子遠足、5歳里山保育
11月	4歳遠足、5歳里山保育
12月	お楽しみ会、期末参観、二学期終業式
1月	祖父母参観、獅子舞鑑賞、人形劇鑑賞
2月	みんなのつどい（全学年参観）、入園説明会
3月	お別れ会、修了証書授与式、三学期終業式

<クラス編成>

年 齢	クラス名
3 歳 児	ばなな
4 歳 児	りんご
5 歳 児	ぶどう

6 職員体制

職 種	人 数	職 務 内 容
園 長	1人	園管理運営の総括
主 任 教 諭	1人	園管理運営の補佐、子供の教育及び保育
教 諭	5人	子供の教育及び保育
日 本 語 指 導 員	1人	子供の教育及び保育 通訳業務
事 務 職 員	1人	庶務
労 務 員	1人	園舎及び備品の保全管理

7 教育・保育を提供する日

開 園 日	月曜日から金曜日（休園日を除く）
休 園 日	・土曜日及び日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日

	・12月29日から翌年1月3日まで ・その他、市長が必要と認める日
--	--

8 教育を提供する時間

(1) 開園時間

月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後4時30分まで
------------	--------------------

(2) 教育時間

月曜日から金曜日までの教育時間	3歳児 午前8時45分から午後1時30分まで 4・5歳児 午前8時30分から午後2時まで
-----------------	---

(3) 預かり保育

長時間の預かり保育をしています。保育の必要性の認定を受けた場合は、就労等を理由に毎日利用できます。長期休業や4月中の3歳児及び給食がない日は、お弁当持参になります。

月曜日から金曜日までの保育時間	降園時間から午後4時30分まで
長期休業期間の保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで

9 利用料金

利用料（利用者負担）	入園のしおりに記載のとおり
------------	---------------

10 利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

入園のしおりに記載のとおり

11 給食等の提供について

・児童には、学校給食センターで調理した給食を提供します。 ・衛生管理マニュアル及び食物アレルギー対応マニュアルに基づき、安全安心な給食を提供します。 ・園の食育計画に基づき、栄養士と連携した食育に取り組みます。

12 健康診断について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

原則、全園児を下記の回数で実施します。

- ・園児健康診断 1回・歯科健診 1回
- ・視聴覚健診 1回（4・5歳児対象） ・尿検査 1回

13 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・手洗い ・嘔吐物及び便の取扱い
- ・清掃 ・換気 ・調理（食品の取扱い）
- ・職員の衛生管理

14 緊急時における対応

教育・保育の提供中に子供の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子供の主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、適切に対処しますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警 察 署	八日市駅前交番（0748-24-0110）
消 防 署	八日市消防署（0748-22-7610）
医 療 機 関	鳥越医院（0748-22-2482） 村上歯科医院（0748-22-0355）

15 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	大前 ますみ
消 防 計 画 届 出 年 月 日	東近江行政組合八日市消防署 令和7年4月30日
避 難 訓 練	火災7回、地震2回、水害1回、

	防犯 1 回、総合 4 回
防 災 設 備	消火器、非常警報設備、誘導灯、避難用滑り台 自動火災報知設備など
避 難 場 所	第一避難場所 総合遊具前 第二避難場所 八日市コミュニティセンター
緊 急 時 の 連 絡 手 段	電話、園メール、緊急時避難用名札など

16 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	全国市長会学校災害賠償補償保険
保 険 の 内 容	学校賠償責任保険、学校災害補償保険
保 険 金 額	支払限度額 身体賠償 1 人につき 5,000 万円 1 事故につき 5 億円 財物賠償 1 事故につき 1,000 万円 死亡・後遺障害補償 死亡 100 万円 後遺障害 4 %～100 % 入院補償 入院日数に応じ 1 万円～ 5 万円

17 業務の質の評価について

幼 稚 園 の 自 己 評 価	実施方法：年に 1 回（2 月中）保護者を対象に幼稚園教育活動についてのアンケートを実施し、その結果を公表する。
-----------------	--

18 虐待防止のための措置

・職員間で情報共有 ・関係機関へ相談や通告 ・人権を尊重した保育の実践

19 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

・個人情報書類の管理 ・個人情報の持ち出し厳禁
--

・個人情報の保護と守秘義務についての研修

20 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	梶森 素美代	主任教諭
相談・苦情解決責任者	大前 ますみ	園長

受付方法 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受付。玄関の入口に御意見箱を設置しています。

21 地域の育児支援について

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・園庭開放・未就園参加事業「あそびましょう」の開催（年3回）・園訪問、園見学への対応 |
|--|

22 小学校等との連携について

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・園児の資料等（幼保連携型認定こども園園児指導要録）の小学校への送付・校区研究会・授業参観及び保育参観等幼小連絡会 |
|---|